

第 2 期小田原市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し等 (素案) について

1 趣 旨

「第 2 期小田原市子ども・子育て支援事業計画」は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で計画期間としている。今年度はその中間年に当たるため、内閣府から示された基本指針及び中間見直しの考え方にに基づき、事業計画について必要な見直しを行う。

また、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務化されたことを受け、本市においては事業計画を「小田原市子どもの貧困対策推進計画」を包含した計画へと改定する。

あわせて、第 6 次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」との整合を図るため、事業計画に位置付けられている個別事業の見直しや事業の追加を行う。

2 中間見直しに伴う一部改定について 【参考資料 1 - 1】

事業計画の第 5 章において定めた「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と、それに対する提供体制の「確保の内容」について、実情を踏まえ計画値の一部を改定する。

(1) 新たな事業の追加

「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」及び「子育て短期支援事業（ショートステイ）」について、市域において令和 6 年度にサービス提供の目途が立ったことから、当該事業に係る量の見込みと確保の内容（人数）を追加する。

(2) 現状に即した計画値の改定

「利用者支援事業」のうち「母子保健型」について、令和 3 年度におだわら子ども若者教育支援センター内に、子育て世代包括支援センター（はっぴい）の分室を開設していることから、令和 4 年度以降の量の見込みと確保の内容（箇所数）を、現状に合わせて改定する。

3 子どもの貧困対策推進に向けた改定について

(1) 基本目標と基本施策の追加 【参考資料 1-2】

現行の事業計画では、4つの「基本目標」と7つの「基本施策」を掲げているが、貧困対策に係る基本目標として「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の構築」を追加するとともに、基本施策として「子どもの貧困対策の推進」を追加する。

(2) 小田原市子どもの貧困対策推進計画の追加（章の追加） 【参考資料 1-3】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「小田原市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、事業計画の第6章として追加する。

4 第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」との整合を図るための主な改定内容

(1) 新たな事業の追加

現行の事業計画を策定した以降に開始した事業や、今後、計画期間中に開始を見込む事業について、個別事業として追加する。

(2) 個別事業の統合

現行の事業計画を策定した以降に統合した個別事業について、事業名や事業内容の変更を行う。

(3) その他の見直し

個別事業名や記載内容の修正、事業の終了等による削除、事業担当課の変更などといった整理を行う。

5 策定スケジュール

令和4年7月21日 市長から小田原市子ども・子育て会議に対し諮問

令和4年度第1回小田原市子ども・子育て会議

- (1) 小田原市子どもの生活実態調査の調査結果について
- (2) 小田原市子どもの貧困対策推進計画について
- (3) 子どもの貧困対策推進に資する小田原市の事業等について

10月21日 令和4年度第2回小田原市子ども・子育て会議

- (1) 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画に位置付けた事業の令和3年度実施状況について
- (2) 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- (3) 小田原市子どもの貧困対策推進計画（案）について

(今後の予定)

令和4年12月15日～令和5年1月13日

パブリックコメントを実施

令和5年2月

第3回小田原市子ども・子育て会議において最終調整

小田原市子ども・子育て会議から市長に対し答申

神奈川県との法定協議を実施

令和5年3月

「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」（中間見直し後）の確定

(参考) 令和4年度小田原市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	団体等	備考
子どもの保護者	野地 麻奈美	小田原市PTA連絡協議会	
	石井 安奈	幼稚園保護者代表	
	大矢 雅子	小田原市保育所保護者会連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	川向 由起子	小田原市民生委員児童委員協議会	
	川本 桂子	小規模保育事業者代表	
	岩崎 美一	小田原児童相談所 所長	
	中島 慶太	小田原市小学校長会	
	都築 顕道	小田原市保育会 会長	副会長
	武藤 保之	小田原私立幼稚園協会 会長	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	吉田 眞理	小田原短期大学 学長	会長
公募市民	佐々木 陽子	公募市民	
	中村 恵理	公募市民	
その他市長が必要と認める者	遠藤 徳之	小田原医師会	
	遠藤 貴文	小田原市社会福祉協議会 事務局長	
	山崎 美由樹	児童発達支援センター	

(任期) 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

中間見直しに伴う一部改定について

第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

【現計画書 P.77~P.83】

(3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（利用人数／年）		5,796	5,612	5,476	5,345	5,316
確保内容 (利用人数)	一時預かり事業	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	ファミリー・サポート・ センター事業	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	20

保育の必要性などの要件にかかわらず、様々な理由から臨時的に発生する子どもの預かりニーズについては、保育所における子育て支援の一つとして実施する「一時預かり事業」、一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」において対応を行います。

一時預かり事業については、利用者のニーズが増加している一方、事業に対応するための保育士の確保が難しくなっている状況にあるため、実施施設の拡大と併せて保育士確保策も進めていきます。

また、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、夜間に子どもの保育を行うことができない場合に、児童養護施設等で預かりを行う事業ですが、令和6年度から市内の民間施設において対応を開始する見込みです。

(6) 利用者支援事業

基本型・特定型	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（箇所数）	5	5	5	5	5
確保内容（箇所数）	5	5	5	5	5

母子保健型	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（箇所数）	1	1	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
確保内容（箇所数）	1	1	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>

利用者支援事業は、就学前の子育て世帯が、幼稚園や保育園、様々な子育て支援サービスを使う上で、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、子育て世帯からの相談に対応し、情報提供などの適切な支援を行う事業です。

本市では予てより、市内4か所に設置している子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てに関する情報の収集及び提供の一環で支援事業を行っておりますが、近年の保育園や幼稚園などの利用に対する相談へのニーズの高まりから、保育課の窓口に専門相談員（保育コンシェルジュ）を配置しました。これに加え、妊娠期から子育て期における一貫した相談体制の整備も必要とされていることを踏まえて、小田原市保健センター内に「子育て世代包括支援センターはっぴい」を開設しました。さらに、令和3年度には、おだわら子ども若者教育支援センター内に「子育て世帯包括支援センターはっぴい」の分室を開設しました。

今後もニーズを捉えながら引き続き既存の体制を維持しつつ、必要な世帯がより利用しやすい環境となるようサービスの向上に努めていきます。

（12）子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（利用人数／年）	0	0	0	0	<u>20</u>
確保内容（人数／年）	0	0	0	0	<u>20</u>

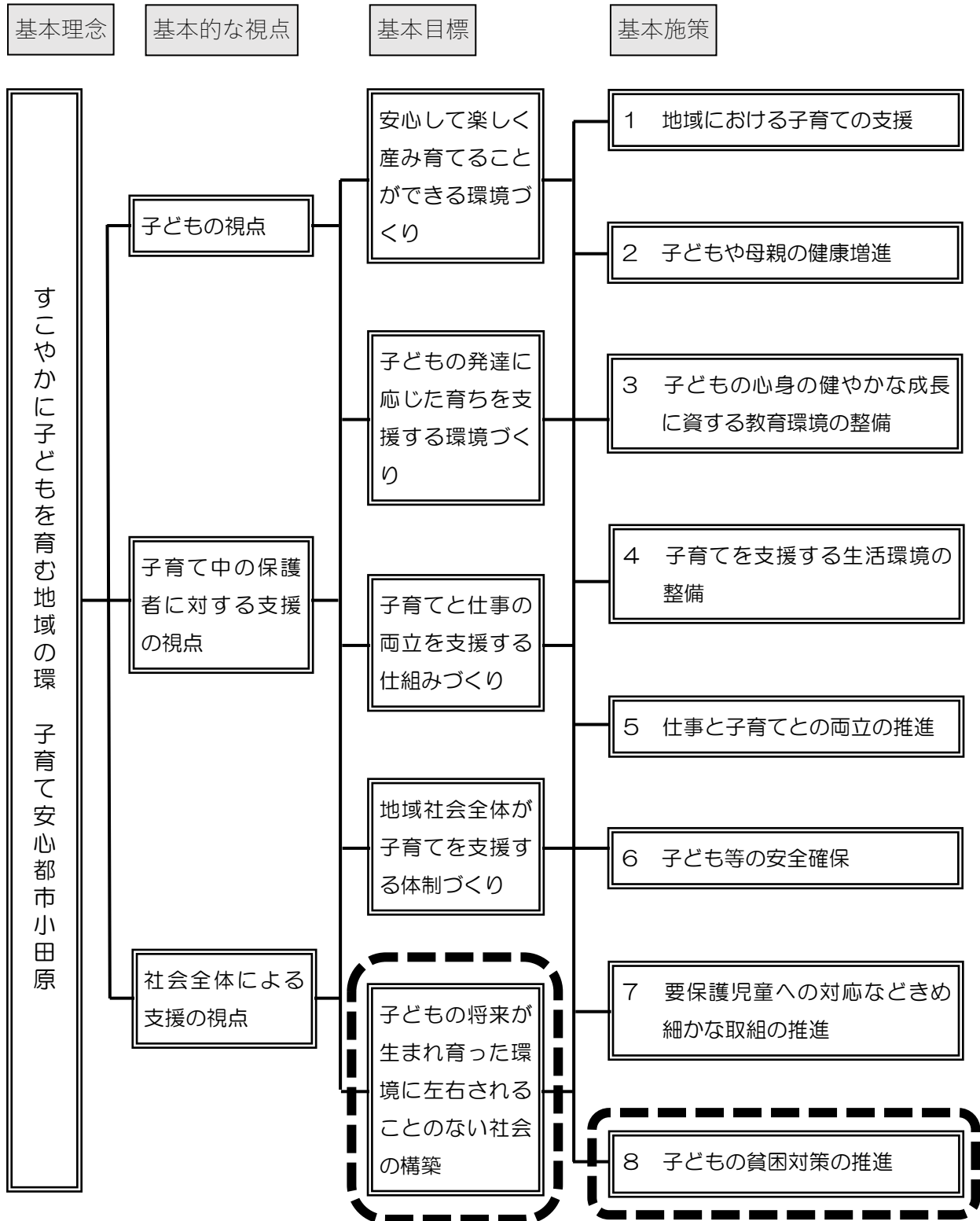
保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。現在は、養育が困難である児童の保護については、児童相談所の一時保護により対応しています。さらに、令和6年度からは、市内の民間施設においても対応を開始する見込みです。

中間見直しのうち子どもの貧困対策推進に向けた主な改定箇所について

第3章 計画の基本的な考え方

4. 施策の体系 【現計画書 P.40】

基本目標を柱として8つの基本施策の体系を定め、施策を展開していきます。



第6章 子どもの貧困対策推進に関する法律に基づく「小田原市子どもの貧困対策推進計画」について

【現計画書 P.84 の後に追加】

1. 子ども・子育て支援事業計画への位置付け

令和元年6月に「子どもの貧困対策推進法」が改正され、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務とされました。

子どもの貧困対策は、子育て支援施策全般にまたがるため、関連施策と連携して取り組むことにより、総合的かつ効果的に推進できることから、本市では、子育て支援に関して全方的に網羅されている「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに合わせ、本計画を包含した計画とし、取り組んでいくこととしました。

2. 施策の展開

子どもの貧困対策とは、経済的な困窮だけでなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭への支援を地域社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、SDGs（持続可能な開発目標）では、「誰ひとりとり残さない」をキーワードに、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」など、17の目標が掲げられています。本市が令和4年3月に策定した「小田原市第2期SDGs未来都市計画（2022～2044）」においては、「子ども・子育て支援」に関して、子育てを社会で支える環境をつくること、安心して子育てができる環境の実現を目指すこと、子どもが夢や希望をもって成長できるまちを目指すこととしています。

これらを背景に、小田原市子どもの貧困対策推進計画では、「第4章 施策の展開」で位置付けた事業のうち、貧困対策推進に資する事業を、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」に示された「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」「経済的支援」の4つの重点施策に加え、本市では、「子どもが成長・発達する権利を保障する」ことが貧困対策推進には重要であるという考えから、「子どもの成長や発達を支える支援の充実」を5つ目の重点施策として掲げ、それらを推進するための事業を重点施策ごとに位置付けました。

すべての子どもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【重点施策1】教育の支援

すべての子どもが等しく教育の機会が得られるよう、就学の援助、学習の支援、体験活動の機会の提供、その他貧困等生活上の困難な状況に直面する子どもに対し教育の支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
教育相談等充実事業	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課
学力向上支援事業	児童生徒にきめ細かな指導を行うため、少人数指導スタッフや中学校教科非常勤講師を配置するとともに、学力向上に向けた効果的な取組を行うため、児童生徒一人ひとりの学力の伸びに着目したステップアップ調査を実施する。	教育指導課
支援教育推進事業	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	教育指導課
児童生徒指導充実事業	小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡会、いじめ予防教室等を開催するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。また、生徒指導の課題に対応するため、中学校に生徒指導員を派遣する。	教育指導課
公立幼稚園教育推進事業	公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。	教育総務課
児童生徒就学支援事業	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	教育指導課
高等学校等奨学金事業	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	教育指導課
部活動活性化事業	専門的な指導が可能な部活動指導員や部活動地域指導者等の派遣を行うとともに、各種中学校大会等の円滑な運営や参加生徒の経済的負担軽減のための支援を行う。	教育指導課

事業名	事業内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	福祉政策課
放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育み、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設ける。	文化政策課

【重点施策2】生活の安定に資するための支援

家庭の経済状況等に関わらず安心して子どもを産み育てられるよう、また、支援を要する子どもや家庭が安定した生活が送れるよう、切れ目のない相談支援が行える体制の充実や、安全・安心して過ごせる場の提供及び社会との交流の機会の提供、その他生活の安定に資する支援の取組を進めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課
おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」において、相談者や施設利用者（つくしんぼ教室、しろやま教室、通級指導教室等）が安心して利用できる環境を整える。	子ども青少年支援課

事業名	事業内容	担当課
子ども若者相談支援事業	児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	子ども青少年支援課
母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
妊婦・産婦健康診査事業	妊娠中14回まで妊婦健康診査費用、産後2回の産婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課
妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施する。	健康づくり課
母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、育児に関する情報を提供する子育て応援講座で育児不安の軽減を図るための親子教室を実施する。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査する。	健康づくり課
子育て支援拠点管理運営事業	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課
地域子育てひろば事業	公民館など地域の身近な場所で「地域子育てひろば」を実施し、未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場を提供する。	子育て政策課

事業名	事業内容	担当課
育児相談事業	センターや子育て世代包括支援センターで電話や来所による相談を実施するほか、地区公民館等での出張相談を行う。	健康づくり課
保育所等訪問支援事業	臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。	子ども青少年支援課
生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課
家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と一緒に家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行う。	福祉政策課
母子家庭等自立支援事業（相談等事業）	母子・父子の自立を総合的に支援するため、母子・父子自立支援員を設置し生活安定に向けた相談業務を行うほか、各種セミナーを開催する。	子育て政策課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課
女性相談事業	相談員を配置し、配偶者からの暴力等保護を必要とする女性への支援、一時保護、また、困難な問題を抱える女性の相談に応じる。	人権・男女共同参画課
ファミリー・サポート・センター運営事業	公的サービスが提供されない保育施設等までの送迎や保育等終了後の預かりなど、会員同士が支えあう支援体制を整えることによって、仕事と育児の両立を手助けするとともに、子育ての負担感や不安感の軽減を図る。	子育て政策課
養育支援家庭訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭（ヤングケアラーに関する課題を抱える家庭を含む）に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における適切な子どもの養育環境を確保する。	子ども青少年支援課

事業名	事業内容	担当課
市営住宅への入居優遇（ひとり親）	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課
市営住宅考査時の配慮	考査入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課
子どもの居場所づくり事業	地域の大人が地域の子どもを見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課
児童プラザ管理運営事業	0歳から小学6年生までの子どもが楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課
公立幼稚園教育推進事業（再掲）	公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。	教育総務課

【重点施策3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

安定した職業生活が送れるよう、貧困等の生活上の困難に直面する保護者に対する職業訓練の実施等、保護者への就労支援のために必要な取組を進めます。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業（再掲）	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課
母子家庭等自立支援事業（給付事業）	母子家庭等の母等の主体的な能力開発の支援や自立促進を図るため、技能・資格の取得を支援する教育訓練給付金や就業期間中の生活を支援する高等職業訓練促進給付金を支給する。	子育て政策課
労働教育事業	労働問題講演会を開催し、勤労者が労働問題に直面したときの相談先や制度等の知識の習得を図る。	産業政策課

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業(再掲)	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課
女性活躍推進事業	女性の職業生活における活躍を推進する。また就業等支援講座の開催や情報提供を行う。	人権・男女共同参画課

【重点施策4】経済的支援

貧困等の生活上の困難な状況に直面する子育て世帯に対し、各種手当等の支給、貸付金の貸付等を行うことにより、経済的な支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
生活保護制度による支援	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給する。	生活援護課
住居確保給付金支給事業	生活困窮者のうち離職又はこれに準ずる事由により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し給付金を支給する。	福祉政策課
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童を養育している者に対し手当を支給する。	子育て政策課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課
心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がいをもつ児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課
未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課
小児医療費助成事業	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課
育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課
勤労者生活資金預託金事業	勤労者の生活の安定と向上を図るため、金融機関に貸付金を預託し、教育費、医療費、出産費等の生活資金について低金利での融資を行う。	産業政策課
軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	障がい福祉課

【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実

幼児教育や保育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的な生活習慣や人格形成に、学校教育は学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしています。

子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭の経済状況などといった生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが質の高い保育や教育を受けられる環境を整え、将来に夢と希望を持ち自分らしい人生を歩んでいけるよう、「子どもが成長・発達する権利を保障する」ため、直接子どもに届ける支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。	保育課
延長保育促進事業	通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。	保育課
乳児保育促進事業	0・1歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課
障がい児保育促進事業	保育士等の体制を整え、障がいや発達に支援が必要な児童の保育を行う。	保育課

事業名	事業内容	担当課
公立幼稚園教育推進事業 (再掲)	公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。	教育総務課
障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。	障がい福祉課
障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	長過程で様々な課題を抱えている乳幼児に対し、児童発達支援サービス(療育・訓練・相談)を提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障害を受容し、子どもの発達に応じた子育てをするための援助を行う。	子ども青少年支援課
子どもの学習・生活支援事業 (再掲)	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	福祉政策課
放課後子ども教室推進事業 (再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
障がい児ケア付き通学支援事業	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。	障がい福祉課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課
障がい児医療的ケア支援事業	医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。	障がい福祉課
児童生徒就学支援事業(再掲)	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	教育指導課
高等学校等奨学金事業 (再掲)	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	教育指導課

事業名	事業内容	担当課
教育相談等充実事業（再掲）	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課
子ども若者相談支援事業（再掲）	児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。 また、ヤングケアラーについての相談支援等も本事業内で実施する。	子ども青少年支援課

3. 子どもの貧困対策を着実に推進するために

計画に掲げた5つ重点施策は、貧困など困難な環境下で成長する子どもたちに寄添うことを使命としています。

各重点施策に位置付けた個別事業が家庭の状況に関わらず活用できるように工夫を重ねることに念頭を置き、情報の入手方法、制度設計の枠組み、利用条件等を絶え間なく点検し、支援が必要な子どもやその保護者が施策の隙間に落ちることのないよう今後の取組みを進めます。

- （1）関係各課による庁内連絡会議の継続的な開催
- （2）子どもに向けた支援策の積極的かつ効果的な周知
- （3）子どもの貧困対策に資する新たな施策の検討・実施

小児医療費助成事業の所得制限廃止について

1 目的

小児（0歳～中学生）に係る医療費の助成について、これまで設定していた小・中学生の保護者の所得制限を廃止することにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、その健全な育成を図り、もって小児の福祉の増進に資する。

2 内容

令和5年10月診療分から小・中学生の小児医療費助成に係る保護者の所得制限を廃止する。これにより小児医療費助成の対象者は約2,800人増えて、約20,100人となる見込みである。

※ 現在の所得制限限度額

（就学前児童の保護者については、平成28年6月から所得制限廃止済）

扶養数	所得制限限度額
0人	5,320,000円
1人	5,700,000円
2人	6,080,000円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算

3 スケジュール

令和4年12月15日～令和5年1月13日

条例案のパブリックコメントを実施

令和5年1月～ 条例議案作成

2月～ 3月定例会に条例議案及び令和5年度一般会計予算案を上程

4月～ 周知広報活動開始、システム構築・改修開始

6月～ 勸奨通知発送

7月～ 新規申請受付開始

9月下旬 医療証発送開始

橘地域における認定こども園整備について

橘地域における認定こども園整備については、現在、施設規模や導入機能、施設配置等の検討を進めており、その内容を踏まえ整備手法や概算事業費、整備スケジュールの検討を行い、令和4年（2022年）12月末を目途に基本計画の取りまとめを行う。

1 施設整備の基本方針

子どもたちの主体性を伸ばし育むことができ、使いやすく安心・安全な施設とすることを基本とし、今後、公共建築物として脱炭素化社会の実現に資することが強く求められることから、脱炭素化等に十分配慮した施設とすることや、子どもたちにとって温かみを感じられる施設整備を目指します。

- (1) 安心・安全でぬくもりやゆとりを感じられる施設
 - ・教育・保育に適したゆとりや安心・安全が確保できる施設
 - ・地域産木材を利用し、木のぬくもりを感じられる施設
 - ・職員同士の連携、協働が取りやすく働きやすい施設
- (2) 教育・保育の質的向上が図れる施設
 - ・支援の必要な子どもの保育がしやすい施設
 - ・子どもが自ら主体的、継続的に遊びができる施設
- (3) 保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設
 - ・子育て相談や支援機能を持ち、園務システムなどICT等の活用により、保護者や地域との情報共有や連携が図りやすい施設
 - ・地域に溶け込んだ活動がしやすい施設
- (4) 地球環境に配慮した持続可能な社会の実現に寄与する施設
 - ・省エネ・創エネ機能を積極的に取り入れたZEB Oriented（正味エネルギー排出を30～40%以上削減した建築物）化相当以上の施設

2 施設概要

計 画 地	小田原市小船 174-1、174-2（現 下中幼稚園敷地）
敷地面積	都市計画道路開通前 ・ 2,518.49 m ² （隣接地 369.64 m ² を含む。） 都市計画道路開通後 ・ 1,692.85 m ² （隣接地 369.64 m ² を含む。）
延床面積	約 900 m ² （※数値は概算）
用 途	幼保連携型認定こども園

施設定員	92人（1号29人、2号38人、3号25人） 0歳5人、1歳10人、2歳10人、3歳21人（幼9／保12）、 4歳23人（幼10／保13）、5歳23人（幼10／保13） ※1号：幼稚園対象（3～5歳児）、2号：保育所対象（3～5歳児） 3号：保育所対象（0～2歳児）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「小田原市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、積極的に小田原産木材の利用を図る。 ・ZEB Oriented（正味エネルギー排出を30～40%以上削減した建築物）化相当以上の施設として整備する。 ※「気候変動対策推進計画」（令和4年10月策定）を踏まえ、積極的に省エネルギー化、再生可能エネルギー導入を図る。

3 導入機能

（※数値は概算であり、今後、設計により変更する可能性があります。）

諸室	整備の基本的な考え方	面積
乳児室、ほふく室 保育室、遊戯室 便所	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育室は、県の認可基準等よりも広く設定する。 ・支援が必要な児童等に配慮した広さとする。 	440 m ²
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・調理、食育しやすい施設配置とする。 ・食品保管庫、食材搬入専用出入口を設置する。 	40 m ²
保健室、職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室は職員室に隣接し、ベビーベッド等を配置する。 	65 m ²
相談室、一時預かり室	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談・支援機能として、相談室や一時預かり室を配置する。 	55 m ²
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・図書コーナー、休憩室、更衣室、倉庫、教材庫等 ・玄関、廊下、ホール等 	300 m ²
合計		900 m ²

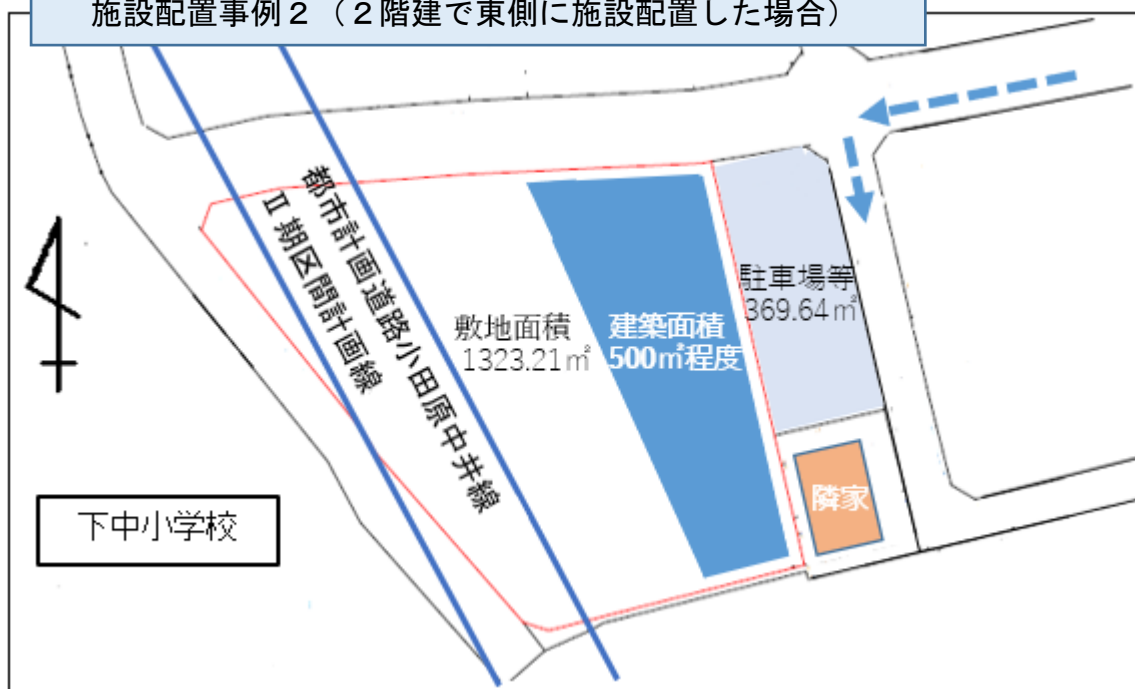
屋外	整備の基本的な考え方
園庭	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路が整備されるまでは、道路計画部分と一体的に使える園庭とする。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は付置義務の駐車場、搬入駐車場を基本とする。 保護者送迎用駐車場や職員駐車場は、小学校の通学路や車両の動線に配慮し、安全性を確保するため敷地外に求める。

4 施設配置の考え方



- ・隣家や周辺との距離に配慮できる。
- ・南側に向くため、日照が良い。

施設配置事例2（2階建てで東側に施設配置した場合）



- ・隣家から近く、騒音の懸念がある。
- ・南北に向くため、安定した採光が取りにくい。

民間幼稚園の認定こども園への移行について

花園幼稚園については、在園児童も含めた長時間預かり等の希望の高まりを受けて今後の多様化する利用者ニーズに対応していくため、認定こども園に移行する。

1 園の概要

- (1) 施設名等 花園幼稚園（南町二丁目2番45号）
- (2) 設置者 学校法人聖公会聖十字学園
- (3) 施設規模等 木造2階建（延床面積420.50㎡、敷地面積890.94㎡）
- (4) 施設定員 45人
- (5) 位置図



2 移行時期

令和5年（2023年）4月1日 ※令和6年（2024年）4月より2歳児受入開始予定

3 定員構成

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
現行		—	—	—	15人	15人	15人	45人
令和5年4月～ (移行時)	幼稚部	—	—	—	11人	12人	12人	35人
	保育部	—	—	—	5人	5人	5人	15人
令和6年4月～		—	—	5人	5人	5人	5人	20人

4 スケジュール（予定）

令和4年（2022年）	12月	県へ認定申請
令和5年（2023年）	3月	県の認定
	4月	認定こども園へ移行・運営開始
令和5年度中		2歳児受入れに係る園舎増築工事
令和6年（2024年）	4月	2歳児受入れ開始